

【アメリカ】国際博覧会条約への再加入のための法律

国際博覧会は、1928年に締結された国際博覧会条約（BIE条約）に基づき開催され、現在、大阪府が2025年の開催都市に立候補をしている。アメリカは、1968年に同条約に加入したが2001年に脱退していた。州・地方都市・民間企業等はその後もアメリカの産業振興、雇用創出のために国際博覧会に出展していたが、条約加入国に比して高い費用が掛かっていた。またアメリカ国内で博覧会を開催したいという声もある。そのため、2017年5月8日に、アメリカのBIE条約への再加入を規定する法律P.L.115-32「U.S. Wants to Compete for a World Expo Act」が制定された。法律は全5か条から成り、アメリカがBIE条約に速やかに加入することを議会の意思とし（第3条）、国務長官に再加入手続を行う権限を与えた（第4条）。なお、国際博覧会のパビリオンや展示の費用を連邦予算から支出することは禁じている（第5条）。この法律制定後、BIE事務局のウェブサイトではアメリカが170番目の加入国となったことが報じられている。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-115publ32/pdf/PLAW-115publ32.pdf>

【カナダ】裁判官に対し性犯罪知識の修習を求める法案

現在、連邦議会上院に「性的暴力関連法の修習による裁判官の説明責任確保法」（Judicial Accountability through Sexual Assault Law Training Act）案（議員提出法案：C-337）が付託されている（2017年2月23日提出、同年5月15日下院通過、同年6月現在、上院で審議中）。同法案（前文及び本則5か条）は、「裁判官法」（Judges Act: R.S.C., 1985, c.J-1）及び刑法を一部改正するものである。法案は、裁判所の性犯罪事件をめぐる審理について説明責任が確保されるよう、裁判官法が定める地方裁判所裁判官の任命要件に、性犯罪関連の法知識を修習したことを追加する（第2条）。このほか、法案は、裁判官法に基づき設置されている「カナダ裁判官評議会」（議長は最高裁判所の長）が、裁判官による性犯罪関連法の継続的な学習を助けるため、セミナーを開催すること（第3条）、当該セミナーの開催状況や、セミナーに参加した実績のない裁判官が性犯罪事件を審理した事例の数を司法大臣に報告することなども規定する（第4条）。

（総合調査室・鈴木 滋）

・ http://www.parl.ca/Content/Bills/421/Private/C-337/C-337_3/C-337_3.PDF etc.

【カナダ】国防政策に関する連邦議会上院報告書

2017年4月13日、連邦議会上院の国家安全保障防衛委員会は、国防政策に関する報告書を発表した。国民的議論の下での国防政策見直しを進める自由党政権の要請に応え、同委員会は、国防政策の在り方を検討した。報告書は、防衛政策の優先順位が、①本土防衛、②北米大陸防衛、③国連やその他国際的活動への寄与の順であることを確認した上で、政策全般の課題を整理している。第一は、予算不足への対応である。現在GDP比0.88%である国防予算を、2028年度までにNATO基準である2.0%へ引き上げることを求める。第二は、防衛装備の調達制度改革である。調達事務の公共サービス・調達省から国防省への移管、高額な調達案件の執行責任の明確化を提言する。そのほか、衛星やレーダー施設に対する電磁波攻撃等への対処、4年ごとの防衛政策の見直しにも言及する。なお、同委員会は、前年に国連PKOへの要員派遣に関する報告書も発表している（本誌271-2号（2017年5月）pp.2-3参照）。

（海外立法情報課・塚田 洋）

・ https://sencanada.ca/content/sen/committee/421/SECD/Reports/DEFENCE_DPR_FINAL_e.pdf

【EU】銃器指令の改正

民間人による銃器の入手・所有を規制した銃器指令（Directive 91/477/EEC）を改正する指令が、2017年5月24日に官報で公布された（Directive(EU)2017/853）。旧指令の見直しは、テロ等の治安問題に対するEUの対策をまとめた2015年の行動計画（本誌264-2号（2015年8月）pp.6-7参照）において、主要な法制度改正事項の一つとして挙げられていたもので、銃器の入手・所有に関する規制の強化を目的としている。改正により、加盟国の許可に基づき入手・所有が可能であった銃器の一部について、入手・所有が禁止される。また、これまで規制の対象外であった、加工により銃砲としての機能を失った銃（観賞用等）について申告を必要とするほか、映画撮影等で使用するために改造された空砲用の銃器等についても、種類に応じて禁止、許可制又は申告制とする。さらに、銃器に関する情報を登録・管理するために各加盟国政府が運用するシステムについて、登録項目やデータ保持期間が拡大され、追跡可能性の改善が目指されている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017L0853>

【EU】家電製品等の省エネルギーに関する指令案

欧州議会は2017年6月13日、エネルギー効率の表示に関する2010年の指令（Directive 2010/30/EU）を廃止し、新たな表示の枠組みを定める指令案（COM(2015)341final）について、修正案を採択した。家電製品等のエネルギー効率を示すラベルは、現在はA+++からGまでに分かれているが、新指令案では、このうちプラスが付いている分類を廃止して、AからGの7段階の相対表示に変更する。これには、消費者にとってより分かりやすい表示とすることで、エネルギー効率の良い製品の購入を促す狙いがある。なお、ソフトウェア等のアップデートによってエネルギー効率に変更が生じる場合は、製造者は購入者に通知しなければならない。また、各加盟国による監督や、消費者への情報提供を目的として、家電製品等のエネルギー効率の段階や製造者情報を登録するデータベースを欧州委員会が構築・運用することを定めている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2017-0251+0+DOC+PDF+V0//EN>

【EU】水銀に関する新規則

水銀及び水銀化合物の使用・保管・輸出入、水銀添加製品の製造・使用・輸出入、水銀廃棄物の取扱いに関する規則が、2017年5月24日に官報で公布された（Regulation(EU)2017/852）。新規則は、2008年に制定された従来の規則（Regulation(EC) No 1102/2008）（本誌248号（2011年6月）pp.3-22参照）に代わって、2018年1月1日から適用される。旧規則に基づき、EUでは水銀及び水銀化合物の輸出が2011年3月以降禁止されており、水銀廃棄物の管理についても規制されてきた。その後、EUが2013年10月に署名した「水銀に関する水俣条約」の内容に適合するよう、追加的な規制を課すために新たな規則が制定されたものである。新規則では、新たに、水銀（水銀化合物等を含む。）の輸入、水銀添加製品の輸出入、製造工程における水銀及び水銀化合物の使用、新規の水銀添加製品の製造・販売、金の採掘における水銀の使用、歯科用アマルガム（水銀を含む充填剤）の使用などについて規定が設けられている。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R0852>

【イギリス】2017年蹄鉄工登録法

イギリスの蹄鉄（馬のひづめの磨滅・損傷を防ぐ鉄具）工は、蹄鉄工登録協会（Farriers Registration Council）が認定試験や実務経験に基づき認定する専門職であり、蹄鉄工以外が施術をした場合、1,000ポンド（約14万円）の罰金が科される業務独占資格である。現在は約2,800名が蹄鉄工として登録されている。根拠法である1975年蹄鉄工登録法は、EU加盟国間でのサービスの提供の自由や資格の自動的な承認を規定する「職業資格の相互承認に関する指令（Directive 2005/36/EC）」を国内法化するための改正を含め、これまで数度改正されてきた。2017年4月28日、1975年法を改正する、2017年蹄鉄工登録法（Farriers (Registration) Act 2017, c.28）が成立した。同法は、蹄鉄工登録協会への登録要件から、自営業でない職人を外す等、時代にそぐわない規定を廃止すること、蹄鉄工登録協会の役員数等に変更が必要な場合、今後は、同法の改正ではなく規則等の委任立法により行うことを規定している。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/28/contents/enacted>

【イギリス】武力紛争時の文化財保護法

2017年2月23日、武力紛争時の文化財保護法（Cultural Property (Armed Conflicts) Act 2017, c.6）が成立した。同法の成立により、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（1954年ハーグ条約）及び同条約の第一、第二議定書の批准が可能となった。イギリスは、1954年12月に同条約に署名したものの、用語の定義が不明確であること、罰則規定がないことなどを理由として、これまで同条約を批准してこなかった。1999年の第二議定書によって定義の明確化と罰則規定が盛り込まれたことに加え、近年のシリアやイラクでの紛争により多くの文化財が破壊されていることを受け、批准への機運が高まり、同法が成立した。同法は、①武力紛争時の紛争地域での文化財の破壊、②ブルーシールド（攻撃を差し控えるべき文化財、文化財の避難施設及び文化財保護に従事する要員等を示す標章）の目的外使用、③文化財の不法な輸出、④イギリス国内での武力紛争時における文化財の押収を禁止する。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/6/contents>

【ドイツ】スポーツ賭博詐欺及びプロスポーツ競技操作の可罰化—刑法典等改正—

社会的にも経済的にも重要な役割を果たしているスポーツについて、その公明正大さを守るために、2015年の反ドーピング法（BGBl. 2015 I S.2210）に続き、八百長行為等の刑事罰を規定する法律が2017年3月に成立した（BGBl. 2017 I S.815, 2017年4月19日施行）。同法により、刑法典に、スポーツ賭博詐欺（第265c条）、プロスポーツ競技操作（第265d条）、特に犯情の重い事案（第265e条）、第73d条の適用を規定する拡大収奪（第265f条）の条文が追加され、刑事訴訟法第100a条（通信監視の要件）等が改正された。これまでも詐欺や贈収賄で起訴することはできたが、選手、コーチ、審判その他のゲームを操作できる者の不正行為を罰するには不十分であった。法改正により、スポーツ賭博と結び付かない八百長も刑事罰の対象となり、罰金刑又は最長3年の自由刑、悪質な場合には最長5年の自由刑が科される。犯罪捜査のため、基本法第10条（信書、郵便及び電信電話の秘密）の基本権を制限し、通信監視が可能となる。

（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）

・ BT-Drucksach 18/8831.

【ドイツ】危機的状況下における食料安定供給確保のための新法

緊急事態が発生した際に食料の安定供給を確保するための法的基盤としては、軍事的・政治的に緊迫した状況下においては食料確保法（1965年制定）、自然災害又は原発事故等の人為的・技術的災害の場合には食料準備法（1990年制定）と、2つの法律が存在していた。2017年3月に新たに単一の法律として食料確保準備法を制定し、2法を廃止する法律が成立した（BGBl. 2017 I S.772, 2017年4月11日施行）。新法制定のきっかけは、2012年の連邦会計検査院報告である。同報告は、軍事的・政治的危機の際には国家が食料供給を統制できるが災害時にはできないこと、食料の安定供給確保が必要となる状況の危機シナリオ（想定と対策）がなく、飲料水、エネルギー、交通手段の確保等の方策との統一性を欠いていること、食料備蓄の内容が1995年以降更新されず量も不十分であること等を指摘し、最新の知見に基づいた危機シナリオの策定と総合的な全体計画立案、場合によっては2つの法律を単一法とすること等を勧告していた。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）
・ BT-Drucksache 18/10943.

【ドイツ】母性保護法全面改正

母性保護法を全面改正し、関連諸法を改正する法律が2017年5月に制定された（BGBl. 2017 I S.1228, 2018年1月1日施行）。母体の健康保護と、労働に関する自己決定権とのバランスをとりつつ、保護対象の範囲を広げ一部の保護期間を延長する内容で、妊娠中、出産直後又は授乳中の労働者の安全衛生改善に関するEU指令（Directive 92/85/EEC）の国内法化にも対応している。具体的な拡充内容は、①これまでの被用者と家内労働従事者に加えて、職業訓練生、学生、研究者、自営業、ボランティアも保護の対象とし、②8週間の産後休暇を障害児出産の場合には12週間に延長し、③妊娠中と産後4か月の解雇規制を妊娠12週以降の流死産の場合にも適用するというもので、②、③は公布後直ちに施行された。公務員、裁判官、軍人にも同じ保護水準が適用される。また、同時期の保険契約法改正（BGBl. 2017 I S.778, 2017年4月11日施行）により、母性保護休暇中の現金給付が、公的保険同様、民間の法定医療保険にも義務付けられた。（海外立法情報調査室・泉 眞樹子）
・ BT-Drucksache 18/8963

【ロシア】大統領選挙法の改正

2017年6月1日、2017年度連邦法第103号「連邦法「ロシア連邦大統領選挙について」の改正について」が施行され、大統領選挙における投票の実施方法に関する制限が従来よりも大幅に緩和された。特に重要な改正点としては、有権者が住民登録を行った場所以外の滞在先でも投票を行えるようになった。具体的には、病院、療養所、保養所、駅、空港、逮捕・拘留場所その他の一時滞在先（連邦構成主体選挙管理委員会が同意した場合）、航行中の船舶や北極基地などアクセス困難な場所及び遠隔地に駐屯する軍事部隊において、臨時の選挙管理委員会を設立し、投票所を設置することができるようになった。あわせて、ビデオ通話などの遠隔通信システムを投票のために使用することも認められた。そのほか、投票用紙を他人に譲渡する不正を行った場合の罰金が従来の3,500ルーブル（約6,860円）から3万ルーブル（約58,800円）へと大幅に増額されるなど、不正投票に対する罰則が強化された。2018年3月の大統領選に向けた措置と見られる。（海外立法情報課・小泉 悠）
・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201706010029.pdf>

【ロシア】年金保険料率に関する優遇措置の継続

2017年6月7日、2017年度連邦法第114号「連邦法「ロシア連邦における強制年金保険について」第33号の改正について」（以下「年金優遇措置法」）がプーチン大統領によって承認され、2018年1月1日から施行されることとなった。ロシア連邦の強制年金保険は雇用主の負担で保険料を支払う制度であり、その保険料率は各被用者の賃金の26%とされている（2016年以降）。ただし、ロシア政府が重視する一部の産業（ハイテク産業、IT産業、経済特区で操業する企業等）については保険料率が優遇され、2011年度から2017年度までは一般企業に比べて大幅に低い8%とされてきた。原油価格の低下によってロシア政府の財政収支が悪化した結果、2018年度にはこれらの企業の保険料率を13%、2019年度には20%へと引き上げるとする法律が2014年7月に公布されていたが、今回の年金優遇措置法では前述の産業に対する優遇措置が継続され、保険料率が8%に据え置かれることになった。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://static.kremlin.ru/media/acts/files/0001201706070024.pdf>

【韓国】投票日のインターネット選挙運動の解禁

韓国では2012年2月29日の公職選挙法改正により、インターネット選挙運動が可能となっていたが（本誌251-1号（2012年4月）p.17参照）、投票日当日は、インターネット選挙運動を含む全ての選挙運動が禁止されていた。しかし、中央選挙管理委員会は、2016年8月25日に国会に提出した意見書の中で、インターネット選挙運動は通常選挙運動と比較して選挙費用の高騰や平穏な日常生活の妨害等の問題が起りにくいことを理由として、投票日のインターネット選挙運動を解禁する法改正を求めている。2017年2月8日、同委員会の意見を反映した公職選挙法の改正が行われ、インターネット選挙運動に限り、投票日も解禁された。これにより、近年韓国で流行している投票日の「投票認証ショット」（投票に行ったことを示す画像）のSNS等への投稿に際しても、これまで禁止されていた、特定の候補に投票したことが分かる画像の投稿が可能となった。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1E6M1Q1Q3C0P1H4G5K9V0G6M4T4A3

【韓国】製造物責任法の改正—懲罰的損害賠償の導入—

韓国では2000年1月に製造物責任法（本則8か条及び附則）が公布され、2002年7月に施行されたが、その後大きな改正は行われていなかった。しかし、近年、製品の欠陥による事件（加湿器用殺菌剤により多数の死傷者が発生し、2011年以降、社会問題化した事件等）が相次いで発生したことを背景に、2017年4月18日、製造業者に対しより重い製造物責任を負わせるための製造物責任法改正が行われた（2018年4月19日施行）。法改正により、製造業者が製造物の欠陥を知らず、その欠陥に対して必要な措置を講じなかったために、生命又は身体に重大な損害を与える被害が発生したときは、当該損害の3倍以内の範囲で賠償責任を負わせる懲罰的損害賠償が導入された（第3条第2項）。また、当該製品が正常に使用されている状態で損害が発生した事実等を被害者が証明した場合は、当該製品の欠陥により損害が発生したと推定する条項が新設された（第3条の2）。これは、従来の判例に沿った解釈を法律に明記したものである。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L1M7S0I2T2Q4T1N0A1F3T4N1X2I0B5

【韓国】国際文化交流振興法

「韓流」と呼ばれる韓国の文化コンテンツの隆盛を背景として、近年、政府や地方公共団体のみならず、民間レベルにおいても様々な国際文化交流が行われている。2017年3月2日、これら民間レベルを含む国際文化交流を体系的に支援することを目的とした「国際文化交流振興法案」(政府提出法案)が国会本会議で可決され、同月21日に公布された(同年9月22日施行)。同法は本則16か条及び附則から成り、①文化体育観光部(部は省に相当)長官による「国際文化交流振興総合計画」(5年ごと)及び「国際文化交流振興実施計画」(毎年)の策定、②広域自治体ごとの国際文化交流協議会の設置・運営、③専門人材の養成、④国際文化交流に係る実態調査及び統計作成、⑤国際文化交流情報システムの構築・運営、⑥振興業務を専門に担う機関の指定、⑦国際文化交流振興を目的とした事業、活動及び施設に要する経費の支援、⑧功労者に対する褒賞等に係る条項が規定された。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_I1H6F0H9H0G9M1L7P4K6T5G9L0J2Y0

【中国】上海協力機構(SCO)の国境警備協力体制の強化

2001年に発足した上海協力機構は、中国、ロシア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタンの6か国による地域機構であり、地域の平和と安定の維持、加盟国間の経済協力の推進等を目的としている。同機構はテロ対策や犯罪取締りの協力強化も重視し、「テロリズム・分裂主義・過激主義取締りに係る上海協定」(2001年)、「薬物の不法な販売・運搬の取締りに係る協力合意」(2004年)、「武器・弾薬等の不法な販売・運搬の取締りに係る協力協定」(2008年)、「上海協力機構反テロリズム条約」(2009年)等が既に締結されている(中国はいずれも批准済)。2015年7月10日、国境の安全確保と警備能力の向上、テロリストや薬物・武器密輸の取締り等に係る協力体制を一層強化するため、「上海協力機構加盟国国境警備協力協定」が締結され、中国は2017年4月27日にこれを批准した。中国にとって同機構加盟国は、「一帯一路」構想における「シルクロード経済ベルト」の関係国として、その重要性が一層高まっている。(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-04/27/content_2020884.htm

【中国】医療機器監督管理条例の改正

医療機器の多様化・高度化が近年急速に進む中、中国では、2000年施行の医療機器監督管理条例が2014年に全面的に改正され、医療機器の安全性と有効性を確保するための監督管理体制の強化が図られた(本誌259-2号(2014年5月)p.33参照)。2017年5月4日、医療機器の利用を一層適正化すること等を目的として、同条例が再度改正された。今回の改正では、高度な技術と多額の費用を要する大型医療用設備(MRI等)に関する規定が新たに盛り込まれた。その主な内容は、①大型医療用設備は国の定める設置計画に従って設置させ、設置許可証の取得を義務付けること、②大型医療用設備の目録を国が管理すること、③大型医療用設備の利用状況について監督及び評価を行い、過剰診療等の不適切な利用を取り締まることなどであり、罰則も定められている。一方、医療機器に係る臨床試験の実施機関については許可制が届出制に改められ、医療機器の生産者及び使用者に対する免責条項も追加された。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/xzfg/201705/20170500483141.shtml>

【台湾】介護サービス財源確保のための相続・たばこ増税

急速に少子高齢化が進む台湾では、介護サービス制度の整備拡充を図るため、2015年に長期介護サービス法が制定された（2015年6月3日公布、施行は公布の2年後）（本誌266号（2015年12月）pp.121-139参照）。同法は、介護サービスの財源として、少なくとも120億台湾ドルの介護サービス発展基金を設置することを定めている。しかし、この基金規模では財源不足が見込まれるため、2017年1月11日、施行に先立ち、基金の規模拡大を目的として同法の改正が行われた。改正の趣旨は、相続税・贈与税とたばこ税の税率を引き上げ、それによる税収増を基金の財源に加えることである。相続税・贈与税はそれぞれ一律10%から10%、15%、20%の累進税率に、たばこ税は千本当たり590台湾ドルから1,590台湾ドルに改められる。新たな基金の規模は330億台湾ドルとすることが予定されている。これと併せ、2017年4月21日に酒たばこ税法、同25日に遺産及び贈与税法の関係規定の改正も行われた。（1台湾ドルは約3.6円）

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^89180333180C23811803032F0C03899813031B0C13C11C532318>

【オーストラリア】連邦議会議員の手当に関する法制定

2017年5月19日、連邦議会議員の手当（収入から報酬を除いた事務費、旅費等）の受給に対して、一定の制約を罰則とともに加える法律（Parliamentary Business Resources Act 2017）が制定された。同法は、2017年2月の旅費に係る監督機関の設置（本誌271-1号（2017年4月）pp.22-23参照）等と併せ、連邦議会議員の待遇見直し策の一環を成している。今回の法律により、連邦議会議員は、主な目的が「議員としての業務（議会における職務、選挙区の有権者に対する援助、政党における職務及びその他の公務）」遂行である活動に対してのみ、公費から手当を受給することができることとなった。また、連邦議会議員は、手当を信義則及び道義に基づいて適切に使用し、その使用に対して説明する責任を負う。以上の内容に違反した場合、手当を、その25%に相当する金額を加算して返還しなければならない。ただし、受給から28日以内に返還された場合には、加算は行われない。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00037>

【オーストラリア】若年者就労支援に関する法改正

2017年5月19日、政府の若年者就労計画（Youth Jobs Path）の実施のために、1991年社会保障法等を改正する法律（Social Security Legislation Amendment (Youth Jobs Path: Prepare, Trial, Hire) Act 2017）が制定された。同計画は、就労支援を目的として、若年者（17～24歳）に技能訓練を行う準備段階、同じく実務研修を行う試用段階、被用者に加えて雇用主にも助成を行う雇用段階に分かれている。今回の法律は、このうち試用段階及び雇用段階に関して、若年求職者支援のため、主に次の二点を定めている。①実務研修に際して若年者に支払われる手当を、社会保障給付算定のための所得に含めないことにより、受給者の総収入額に影響を及ぼさないようにする。②同計画に基づく若年者雇用助成金の受給資格のある企業（24歳以下の者を6か月以上雇用する企業）の被用者に対して、雇用から26週間は当該者に対する社会保障給付を終了するのではなく停止するにとどめ、被用者の意思又は非行によらない解雇の場合には当該給付を再開する。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00042>

【オーストラリア】年金受給開始年齢引上げに伴う障害者サービス法改正

2017年5月19日、1986年障害者サービス法を改正する法律（Disability Services Amendment (Linking Upper Age Limits for Disability Employment Services to Pension Age) Act 2017）が制定された。1986年障害者サービス法は、労働年齢にある障害者の自立性の向上、就労機会の実現、社会への統合を目的として制定されたもので、65歳未満の障害者を対象に、ニーズに合わせて、連邦政府が職業教育・訓練やカウンセリング等の支援サービスを提供することを定めるものであった。今回の法改正は、年金受給開始年齢の引上げと合わせて、従来は一律に「65歳」未満とされていた支援サービスの対象者を、「年金受給開始年齢」未満の障害者に改めるものである。年金受給開始年齢は、2017年7月から、65歳6か月となり、その後も2年ごとに6か月ずつ引き上げられ、2023年7月には67歳となる。この結果、2017年7月以降、障害者支援サービス対象者の年齢も段階的に引き上げられることとなった。

（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00036>

【フィリピン】高齢者の虐待防止に関する法改正

2017年2月、フィリピンでは初めてとなる、高齢者の虐待を防止し罰金を科すための幾つかの法整備が行われた。それら関連法の中核を成す高齢者福祉法（HB4708）は、虐待を防止し高齢者を保護することを目的としている。同法第4条によれば、虐待とされる行為は、①性的嫌がらせを含め、身体に傷害を与え、又は傷害を与えると脅かすこと、②非人道的な環境下で他者から隔離し拘束すること、③言葉による虐待や衆人環視の中で辱める等により、精神的な苦痛を与えること、④高齢者の財産を本人の意思に反して管理すること、⑤正当な職業又は事業に従事することを妨げることである。また、同条により、⑥高齢の親に対して子供が、心身の健康に必要な食、薬、住まい、衣服又はサービスの提供を故意に怠ることも虐待とされる。これらに該当する場合、禁固6か月から1年若しくは10万ペソ（約23万8千円）の罰金又はその両方が科せられる。

（海外立法情報課・合地 幸子）

・ http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB04708.pdf